様式第２号

建築関連業務共同企業体協定書

（目的）

1. 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。
2. ○○に係る○○業務
3. 前号に関連する業務

（名称）

1. 当共同企業体は、○○建築関連業務共同企業体（以下「当企業体」という。）

　と称する。

（事務所の所在地）

1. 当企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

1. 当企業体は、○年○月○日に成立し、第１条に定める業務（以下「本業務」と

　いう。）の委託契約の履行後○か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　第１条（１）の業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

1. 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　○○会社

　　　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　○○会社

（代表者の名称）

1. 当企業体は、○○会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本業務に係る委託契約の内容に変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　○○会社　　○○パーセント

　　　　　　　　　　　　　　　　○○会社　　○○パーセント

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理の方法、再委託企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、本業務の履行及び再委託その他業務の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、本業務を完了したときは、当該委託業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が本業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は10割とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益が生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名すべき事由に該当した場合においては、発注者の承認を得て、当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の規定により構成員を除名した場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員を除名した場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者の承認を得て、残存構成員を代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、本業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　この協定を証するため、本書○通を作成し、各構成員が記名押印の上、各1通を保有する。

○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　○○　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　○○　　　　　　　印